

【令和2年度】

環境部の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
2 環境保全課の事務事業			
2.2 工場・事業場の監視・指導			
2.2.4.2 大気関係定期立入検査の実施について			
<p>「宇都宮市環境保全事務処理要領」によると、大気関係（ばい煙・VOC）定期立入検査に関して、3年に1回以上実施すると規定されている。工場・事業場ごとの立入検査実績を確認したところ、「宇都宮市環境保全事務処理要領」が定める頻度の立入検査を行っていない工場・事業場は令和元年度において9者ある。</p> <p>これは施設に変更がないことや施設が非稼働、良質燃料を使用していること、また工場・事業場側でばい煙の常時監視を行っており、その状況に異常が見られないこと、ダイオキシン類の立入検査が行われ、排ガス量や排ガス温度に問題がないことなどから、排ガス測定を行っていないとのことである。</p> <p>しかし、工場・事業場に対し牽制を利かせるという観点から、「宇都宮市環境保全事務処理要領」に規定されているように、実際に立入検査を行い、宇都宮市が実際に試料を採取し、分析を行うべきである。また、同一施設に対し、ダイオキシン類の立入検査とばい煙の立入検査を同時に行った場合は、ダイオキシン類の立入調査票だけでなく、ばい煙の立入調査票も適切に作成するべきである。なお、立入検査を実施したものの施設非稼働のような場合には、事前に告知して別日において採取・分析をするなどの対策を講じるべきである。</p>	69	環境保全課	<p>令和元年度末に、「宇都宮市環境保全事務処理要領」の立入検査対象に係る規定を改正し、令和2年度に、要領に基づく立入検査頻度で検査が行えるよう、立入検査計画を策定し、当該計画どおりに排ガス測定を伴う立入検査を実施しました。</p> <p>また、市内工場等の適切な管理と必要な対策を講じるため、「規制基準への適合状況調査を行うこと」、「立入検査票に立入検査の根拠法令をすべて記載すること」、「立入検査対象となる施設の稼働頻度が少ない場合や稼働が不定期である場合は事前告知が可能であること」について、令和2年度末に同要領に規定しました。</p>
3 廃棄物対策課の事務事業			
3.3 産業廃棄物収集運搬業許可事務			
3.3.9.1 申請書類及び添付書類の確認について			
<p>サンプルとして資料を閲覧した法人1件について、過年度の申請書類及び添付書類の確認に不備があった。</p> <p>宇都宮市は、許可事務について「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」を策定しており、登記事項証明書に記載事項に関して「法人の登記事項証明書及び定款の事業目的欄に「産業廃棄物処理業」等が記載されていること」としている。</p> <p>令和元年10月の更新申請において、当初收受した履歴事項全部証明書の「目的」欄に「産業廃棄物の収集・運搬業」の記載がなかったため、事業者に対して当該事項の登記を指導し、改めて証明書を收受している。しかし、下表のとおり、法人の定款変更の時期（平成21年7月）と新規（平成21年10月）及び前回更新（平成26年10月）の許可申請の時期を比べると、新規許可と前回の更新許可ともに登記されていなかったことになる。手引きや法人登記の趣旨を踏まえると、新規許可や前回の更新許可手続きにおいて、履歴事項全部証明書の不備を指摘し、再提出を求めるべきであった。</p> <p>申請書類及び添付書類の記載内容に不足がある場合、今後も改善指導ができるように確認項目についてマニュアルを作成するなどの取組が必要であると考えます。</p>	79	廃棄物対策課	<p>令和元年度に、許可申請の審査の際、申請書類や添付書類の不備が確認できるよう、審査項目等を記載した「審査簿」にこれらの書類の確認項目を追加しました。</p>
3.4 廃棄物処分業許可事務			
3.4.4.1 添付書類の確認不足及び審査簿の改善			
<p>サンプルとして資料を閲覧した申請法人1件について、申請時に提出を求めている添付書類の受領がなかった。当該法人は、平成13年2月に定款変更（同年月登記）していたが、申請書類の提出時に定款変更を証明する株主総会議事録の提出を受けていなかった。</p> <p>宇都宮市は、許可申請の手引きにおいて、産業廃棄物処分業更新許可申請の添付書類として、原本証明を付した定款の写しの提出を求めている。また、定款変更があった場合は、改訂後の定款の写し若しくは原始定款と定款変更決議をした株主総会議事録の写しを併せて提出するように指導している。</p> <p>このことから、提出された書類に不足がある場合は、適時に追加の提出を指導すべきである。また、当該事項をチェック項目として追加するなど許可申請審査簿の改善を図るべきと考えます。</p>	84	廃棄物対策課	<p>令和2年度に、審査時に定款の変更状況を確認できるよう、「審査簿」に確認項目を追加し、改善しました。</p>

**【令和2年度】**  
**環境部の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
<b>3.5 廃棄物処理業者等への立入検査・指導</b>			
<b>3.5.6.1 立入検査結果の対応について</b>			
<p>サンプル10件の内、「不適」の項目があった事業者は1件である。検査票で「不適」となった項目については、事業者から改善報告を受けることになっている。</p> <p>当該事業者に対して令和2年1月に立入検査を実施し、廃棄物の保管場所ごとの掲示板が設置されていなかったため「不適」とした。また、掲示板を速やかに設置するとともに、設置後、報告するよう指導した。その後、改善の報告を受けたとのことである。しかし、書類等の記録がないことから事業者の改善を写真等で確認していなかったと推察される。</p> <p>また、当事業者は、令和2年7月の立入検査で同じ項目で改めて指導となり、令和2年9月に写真付きで改善報告を受けている。</p> <p>以上の経過から令和2年1月の立入検査の結果に対するフォローアップが不十分であったと考えられる。立入検査終了後、不適事項の改善状況を速やかに確認し、改善に時間がかかる場合は、期限を決めて対処すべきである。</p>	89	廃棄物対策課	<p>これまで、不適事項の改善報告は、電話でも可としておりましたが、令和2年度から、写真付の書類による報告を必須とするよう、運用の改善を行い、立入検査票と一緒に綴り、記録を残すこととしました。</p> <p>また、改善に時間がかかる場合につきましては、これまでも期限を決めて指導しておりますが、引き続き、不適事項の改善状況を速やかに確認してまいります。</p>
<b>3.7 廃棄物不適正処理の拡大防止</b>			
<b>3.7.4.1 継続案件の年間計画・管理表の設備について</b>			
<p>サンプル確認した不適正処理継続案件について、各案件に係る「復命書」の記録に基づく最終訪問は、下表のとおり、3件とも平成30年であった。また、それぞれ次回訪問予定が記載されているが、予定日の訪問記録はなかった。継続案件の訪問指導の予定について、担当課の回答は、他の業務に合わせて継続案件の現場状況を確認し、変化がない場合は特に記録を残していないとのことである。この点について、管理表などを作成し、その他の業務と合わせて現況確認した場合は、その年月日を記録に残すべきである。継続案件は長期化した事案であるため、情報の共有化・継続性が重要であることから、状況に動きがなかった場合も記録が必要であると考えられる。</p>	96	廃棄物対策課	<p>不適正処理継続案件などの訪問指導を実施した際、変化がなかった場合においても、令和2年度から記録を残すこととしました。</p>
<b>5 廃棄物施設課の事務事業</b>			
<b>5.1 一般廃棄物手数料の歳入等</b>			
<b>5.3 資源物の売却・処理</b>			
<b>5.3.3.3 紙の売払い（全量納入の確認）</b>			
<p>紙については甲社に全量引取りを依頼しているが、紙を買い受ける事業者も宇都宮市との契約において、全量を甲社に納入することが定められている。</p> <p>宇都宮市は、事業者へ売り払う数量については当然把握しているものの、事業者から甲社に納入する数量については、事業者から報告を求めておらず、甲社にも確認を取っていない。前述の通り、宇都宮市の売払い価格は、市場相場に比べて大幅に低い可能性があるため、契約不履行とはなるが、甲社に納入せず一部を市場相場で他所に売払うことによって利益を得ることが可能である。</p> <p>契約によって甲社への全量納入を定めているとはいえ、その履行を事業者の善意に委ねていることは妥当ではない。今後、宇都宮市から甲社へ直接納入などをせず、現在の取引形態を存続させるのであれば、事業者からは甲社への納入数量及び在庫数量の定期的報告を求めべきであり、甲社へも事業者からの引取数量を定期的に確認すべきである。</p>	127	廃棄物施設課	<p>令和3年6月から、全量納入が確認できるよう、甲社に対し、週1回、搬入量などを明記した「搬入量実績報告書」の提出を求めるとしました。</p>

【令和2年度】

環境部の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
1 環境政策課の事務事業			
1.1 家庭向け低炭化普及促進補助事業の促進			
1.1.3.2 事前申請受理番号発行申請書について			
<p>事前申請受理番号発行申請書には、補助事業に係る確認事項として「宇都宮市家庭向け低炭化普及促進補助金交付要綱第3条及び第4条に掲げる内容を確認し、要件に適合していることを確認した。」かのチェック欄が設けられている。</p> <p>下表のとおり、不交付対象者は減少しているところではあるが、過去には第4条に該当しない市民からの申請もあったことから、当該チェック欄については条文番号のみではなく、具体的に各項目を列挙することが望ましい。</p>	51	環境政策課	意見を踏まえ、令和3年度の補助事業に対する事前申請受理番号発行申請書において、交付要綱の抜粋を掲載し、各項目のチェック欄を設けました。
1.3 環境学習センターの管理・運営			
1.3.3.1 今後の指定管理料について1			
<p>指定管理を担っているNPO法人は市民、事業者、宇都宮市が協働して宇都宮市の環境の保全のために取り組む目的で設立された団体である。主として環境学習センターの管理・運営業務という宇都宮市の業務を行っている。</p> <p>指定管理業務には施設管理と指定事業の実施があるが、指定事業である講座やイベントの開催については、新型コロナウイルスの影響により中止・縮小を余儀なくされている。WEBの活用や規模を縮小するなどして事業を継続しているとのことであるが、指定事業の開催数の減少などが指定管理料へ与える影響について検討する必要がある。</p> <p>令和2年度は、パンデミックの発生による予測困難な非常時のため止むを得ないが、指定管理料の大部分を人件費が占めていることに鑑みると、令和2年度の事業実施内容と感染状況を踏まえて、令和3年度以降の指定管理料に適切に反映させることが望まれる。</p>	58	環境政策課	<p>令和2年度の指定管理料につきましては、庁内のルールに基づき、年度終了後に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業中止により不要となった人件費や消耗品等を精査し、指定管理料を減額したところであります。</p> <p>令和3年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、指定管理料の適切な設定に努めてまいります。</p>
2 環境保全課の事務事業			
2.1 大気汚染状況の監視			
2.1.4.2 大気汚染常時監視測定機器保守管理業務について			
<p>大気汚染常時監視測定機器保守管理業務の落札金額は令和元年度12,400,000円、平成30年度7,800,000円であり、両者の差異は4,600,000円となっている。</p> <p>この原因は、大気汚染常時監視測定保守管理業務を長年受託してきた業者が都合により入札を辞退したことにより、入札が中止又は不調に終わったことから、令和元年度において予定価格を再計算したためである。平成30年度までの落札業者からヒアリングを行い、必要な交換部品等を精査した仕様書を作成し、これを基に令和元年度の入札参加業者に見積りを依頼することにより、再計算を行っている。</p> <p>令和元年度の積算書に基づく予定価格が適切な金額であるならば、平成30年度以前の落札金額は実勢よりも低いと推察され、その金額で業務が適切に行うことが出来たのかどうか疑問が生じる。</p> <p>経済性の観点からは、落札価格は適切な金額の範囲内で、低く決定されるのは良いことであるが、予定価格が実情に合わず低く設定されてしまうと、入札参加業者の受託機会を失わせ、また適切な業務の遂行を阻害することになるため、予定価格の設定は慎重に行うべきである。</p> <p>また、大気汚染常時監視測定機器保守管理業務の入札参加業者は3者であり、1者が市内の業者、2者が県外の業者になっている。また、その内の1者は最低制限価格未満で失格になっている。</p> <p>この業務は特殊な技術等が必要とされ、指名できる業者が宇都宮市内にいないとのことであるが、実質2者だけでは、競争原理が働かない可能性がある。</p> <p>県外の業者等についても、さらに検討し、入札参加業者を増やすべきだと考える。</p>	64	環境保全課	<p>令和元年度に積算精度を高めるための仕様書の見直しを実施しました。今後とも、必要な交換部品等を精査するなど適切な仕様書の作成に努め、適切な予定価格を設定してまいります。</p> <p>入札参加業者数につきましては、令和2・3年度は市内業者3者、準市内業者2者、隣接県の県外業者2者、計7者を指名し、参加業者数を確保しました。</p> <p>大気汚染常時監視の欠測防止を図る観点から測定機器の故障時等における迅速な対応が必要であるため、今後も県外業者については隣接県において同様業務の受託実績がある業者を選定していきます。</p>

**【令和2年度】**  
**環境部の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
<b>2.2 工場・事業場の監視・指導</b>			
<b>2.2.4.1 基準超過している工場・事業場への対応について</b>			
<p>立入検査を実施し、令和元年度に基準を超過した工場・事業場については、排ガス基準については翌年の立入検査、排水基準については即時及び翌年の立入検査を、運用上行っているが、立入検査について規定する「宇都宮市環境保全事務処理要領」において、基準を超過した工場・事業場への再立入検査に関して十分な記載がない。</p> <p>基準を超過した工場・事業場に、短い期間で立入検査を行うのは適切であると考えられることから、将来的にも継続して適切な立入調査が行われることを担保するために方針として明文化する必要があると考える。</p>	69	環境保全課	<p>改善結果は再立入検査により速やかに確認すること、規制基準違反のあった工場・事業場への立入検査は年に1回以上行い、2年間連続して規制基準に適合するまでこれを継続する規程について「宇都宮市環境保全事務処理要領」に追加しました。</p>
<b>3 廃棄物対策課の事務事業</b>			
<b>3.6 宇都宮市全体の不法投棄未然防止事業</b>			
<b>3.6.6.1 不法投棄未然防止推進計画の目標値について</b>			
<p>「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」において、不法投棄発生件数を令和2年度までに年間250件以下とすることを目標としている。令和元年度の発生件数は266件であり、97.7%の目標達成率であった。また、令和2年度の進捗状況について質問したところ「令和2年11月時点の発生件数は約180件であり、年度末の目標達成は困難な状況である。」との回答を得ている。</p> <p>宇都宮市は、件数が増加する要因として、「市民意識が向上すると市民によるパトロールが増加し、通報件数が増加する」、「監視パトロールを強化すると発見件数が増加する」、「地域の清掃活動が活発になると通報件数が増加する」など取組が順調に進むことで、監視が行き届き、不法投棄発生（通報）数が増加する場合も考えられると分析している。</p> <p>この点から通報件数の減少は、不法投棄未然防止計画の取組の成果を反映する指標として不十分であると考えられる。計画の評価に合わせて、目標指標の見直しを検討すべきと考える。</p>	94	廃棄物対策課	<p>令和3年3月に策定した「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画（後期計画）」において、各主体が連携しながら実施した各種施策を適正に評価できるよう、数値目標の見直しを行い、これまでの「不法投棄発生（認知）件数」に、新たに「不法投棄事案の解決率」を加えました。</p>
<b>5.4 ごみ処理に係る原価計算</b>			
<b>5.4.3.1 原価計算算定方法の明文化・減価償却方法の見直し</b>			
<p>原価計算資料の閲覧及び担当者への質問の結果、前述の廃棄物施設課の業務として引き継がれている方法に沿って原価計算が行われていることの一定の確認はできた。ただし、原価計算について規程がなく、配賦計算や減価償却費の具体的方法及び継続性が明瞭ではないため、原価計算の規程を整備すべきである。</p> <p>また、減価償却費については、現状、設備ごとの計算が実施されておらず、一般的な企業会計の減価償却費計算と比較すると簡便なものとなっている。近年の地方公会計の整備により、宇都宮市でも財政課によって行政コスト計算書が作成され、減価償却計算が行われるようになっている。宇都宮市各事案における整合性を図るためにも、その計算方法及び結果を共有し、原価計算に利用することを検討すべきと考える。</p>	130	廃棄物施設課	<p>意見を踏まえまして、原価計算の具体的方法及び継続性を明瞭にするため、マニュアル等を作成することといたしました。</p> <p>減価償却費の算出にあたりましては、財政課とも連携し、精度向上に努めてまいります。</p>
<b>5.4.3.3 紙・布類の原価計算・本部人件費の配賦</b>			
<p>品目ごとに直接集計できない項目（例えば、本部人件費等）については、ごみ処理数量に応じ配賦計算が行われるが、現在、紙・布類については配賦されていない。</p> <p>これは、紙・布類処理については、乙社に施設運営全体を委託しているため、委託料以外の費用は生じないと考えているためとのことであるが、運営責任及び委託先の選定、管理等の業務は発生しているから、本部人件費等を配賦しない理由にはならないと考える。なお、紙・布類の事業系一般廃棄物処理手数料は別区分であり、低廉になっている。手数料見直しにおいて考慮する原価についても、比較的少額の増減でもインパクトがある。</p> <p>よって、紙・布類へも本部人件費等を配賦すべきであり、また、他の費用についても、紙・布類へ配賦すべき項目がないか精査すべきと考える。</p>	131	廃棄物施設課	<p>意見を踏まえまして、紙・布類処理業務委託の発注や乙社が行う業務の管理などは、市が行うものでありますことから、紙・布類の原価計算に本部人件費を配賦することといたしました。</p>

【令和2年度】

環境部の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
5.5 清掃工場の適正な維持管理（茂原，下荒針）			
<p>5.5.3.2 プラスチック製容器包装の分別収集のあり方（情報）</p> <p>宇都宮市として、プラスチック製容器包装のリサイクルについて、循環型社会形成や低炭素化などの理念は十分にアピールされていると考えられるが、コストの開示が不足しているのではないだろうか。一般の市民は、プラスチック製容器包装リサイクルが、高コストで行われていること、さらには、高コストで資源化しているにもかかわらず、容リ協委託料を負担していることを容易には知りえない。よって、プラスチック製容器包装の資源化に要するコストを市民に分かりやすく開示すべきであり、特にプラスチック製容器包装については、リサイクルではなく、リデュース及びリユースの意識向上をこれまで以上に促進すべきである。</p>	134	廃棄物施設課	<p>本市におきましては、国が指定した法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて、プラスチック製容器包装の処理（リサイクル）を委託しており、自治体の負担割合は処理費用の1%、令和2年度の委託単価は49円/kgとなっております。また、令和2年度は、再商品合理化拠出金として、協会から667千円の収入がありました。</p> <p>これらの情報は、協会のホームページに開示されておりますので、市のホームページにリンクすることにより、情報提供することといたしました。</p>